

文化観光推進本部設置要項

令和5年3月27日
文化庁長官決定
令和8年4月1日
文化庁長官改定

1. 文化庁の京都移転を契機として、文化庁における文化観光施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、「文化観光推進本部」を京都に設置する。
2. 文化観光推進本部にそれぞれ次の者を置く。
 - 本部長
 - 本部長代理
 - 副本部長
 - 本部員
3. (1) 本部長は、文化庁長官をもって充て、文化観光推進本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(2) 本部長代理は、文化庁長官が指名する文化庁次長をもって充て、本部長の職務を助ける。
(3) 副本部長は、文化財鑑査官及び文化庁長官が指名する審議官をもって充て、本部長及び本部長代理の職務を助ける。
(4) 本部員は、文化庁長官が指名する関係のある他の職を占める者をもって充てる。
(5) その他、必要に応じ文化庁職員の協力を求めること、関係府省庁の職員をオブザーバーとすることができる。
4. (1) 本部に関する事務を処理するため、文化観光推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。
(2) 事務局に事務局長、事務局員を置く。
(3) 事務局長は、文化資源政策・記念物課長をもって充て、事務局を総括する。
(4) 事務局員は、文化資源政策・記念物課（文化遺産国際協力室を除く。）の職員をもって充てる。